

狂犬病は地域全体で防ぐ認識を！

獣医師である郷原淳子さんは日本では狂犬病自体を知らない人が多いと話します。「噛まれたら病院に行くという認識を持っていません。狂犬病はウイルス感染症であり、発症してしまうと恐ろしい病気です。防疫にはワクチンの接種が効果的ですが、接種率が低いと効果は低くなります。地域全体で取り組む必要があります。是非、そのことを飼い主に認識して欲しいです。また、『室内犬に予防接種は必要？』という質問をよく受けますが、これは『地域の防疫を行うために必要であり、義務です』と説明しています。当然、室内でも室外でも狂犬病にかかるリスクはあるんです。」



郷原動物病院(郷之原町) 獣医師 郷原 淳子さん(42)

獣医師にまず相談

犬・猫を飼う時の選び方は、「犬・猫は15年位生きるため、今の自分の年齢や家族構成を考慮して選ぶ必要があります。例えば、1人暮らしの女性が大型犬を飼った場合、老犬になったらどう介護するのか、また、お年寄りに番犬として安易に飼わせて、もし世話が出来なくなったらどうなるのか、飼う前に十分に検討する必要があります。そこを怠ると、最終的に人も犬も不幸になってしまいます。理想は、犬を飼う前に動物病院の先生に『私には、どんな犬が良いですか』と相談してください。きっと、良い選択肢が見



「犬・猫を育てることは子育てと一緒に。答えは無いんです。」と郷原獣医師

つかると思います。」

犬・猫を飼って欲しい

「幼稚園から小学生位までの子どもがいる家庭にできれば犬・猫を飼って欲しいですね。特に犬は良い影響を与えてくれます。子どもの精神状態が安定するし、きちんと子どもから世話を受けた犬と子どもの間には特別な信頼関係が生まれます。私も独特の良い雰囲気は、すぐに分かりますよ。」

「わんこ」で「きんぐらんど」

「義務ワクチンは接種をしないとダメですが、金銭面は家庭によって違うので、他の病気の予防は各自で考える必要があります。自分たちにやれる事は何か、きちんと認識してから飼いはじめ、大切に思っていて飼うことが一番だと思います。」

人と動物が共生できる社会を！

県では、殺処分される動物を減らし、人と動物が共に幸せに暮らせる社会の実現を目指すための拠点施設として、平成25年10月、霧島市に動物愛護センターを開所しました。

同センターに勤務されている獣医師の横山竜也さんは「この施設では、飼い主の無責任な飼育により不幸になる動物を減らすため、愛護教室やしつけ方教室を通して、命の大切さや動物の正しい飼い方を学ぶことができます。また、やむを得ず保健所で引き取った犬や猫が1匹でも多く新しい飼い主に会えるよう、原則、毎週日曜日に譲渡会を開催しています。そのほか、施設には獣医師や動物愛護専門員がいますので、困ったことがあったら個別の相談も行っています。」

里親の皆さんに感謝

原則、毎週日曜日に行われている譲渡会について伺うと、「愛護団体の方の協力もあって、このセンターから毎月約20匹が譲渡されます。それでも県内の保健所で保護・引き取られた犬・猫の一部です。また、保健所に預けると殺処分されることが多いので、ここで譲渡して欲しいと相談されますが、ここは引き取る施設では無いので、お断りしています。」

譲渡会では、いつも里親が見つかって欲しいと思いますが、犬・猫の状態によっては、譲渡先が決まらないのではないかと心配することもあります。でも、そんな子たちも里親の皆さんは大切に引き取ってくれます。いつもその姿を見ている



1 里親募集の掲示板 2 見た目も譲渡会では重要な要素 3 館内には犬や猫と触れ合えるスペースも整備されている(11時頃から15時頃まで開放)

と、感謝の気持ちでいっぱいになります。

でも、ここは譲渡会を行うために作られた施設ではありません。1匹でも保健所に預けられる数を減すため、命の大切さを多くの人に伝え、知ってもらうための施設です。5年、10年先に、ここを訪れても、動物がいない状況を作り出していくことが、私たちの仕事なんです。」



鹿児島県動物愛護センター
霧島市隼人町小田1493-1
☎0995-44-6301
開館時間/9:00~17:00
休館日/火曜日、祝日、年末年始
入館料/無料

犬・猫の譲渡会
原則、毎週日曜日
譲渡を受けるために必要なこと
・譲渡前講習会を受ける
・手数料2,100円(1匹につき)



県動物愛護センター 技術主査(獣医師) 横山 竜也さん(39)



ルールやマナーは大切だニャン!!

無責任な餌やりはやめて

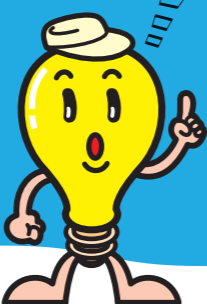
餌をあげないとかわいそうという理由や、かわいからという安易な気持ちで餌やりをしないで。猫は年に数回出産する繁殖力の高い哺乳類です。餌を与えると猫が増え、周辺に迷惑をかけます。餌をあげたいときは、避妊や去勢を行い、自身の責任が届く範囲で飼育してください。

猫は室内飼いを

猫を外で飼えば、近隣への迷惑になることもあります。また、交通事故にあったり、感染症など猫自身への危険もいっぱいあります。

ペットを飼うための10箇条

飼っている人も、これから飼おうと考えている人も、考えて欲しい10のこと



1 住宅はペットを飼える状況ですか？

飼えなくなった場合、受け皿を考えてますか？

2 引っ越しや転職になってもちょうと飼えますか？

3 家族の同意を得ていますか？

4 毎日世話をする体力や時間を考えていますか？

5 経済的な負担は大丈夫ですか？

6 その命が寿命を全うするまで、飼う覚悟ができていますか？

7 地域社会への配慮は大丈夫ですか？

8 家族に動物アレルギーの人はいませんか？

9 介護する心構えはありますか？

10 飼い犬や飼い猫が迷子になったら
まずは、鹿屋保健所(☎52-2113)まで連絡してください。その後、市生活環境課、鹿屋警察署まで確認の連絡をしてください。
迷子にさせないために、鑑札や名札をつけましょう。

鑑札や迷子札などの着用

ペットがいなくなったら、見つけることは困難です。鑑札や迷子札の着用や、首輪に連絡先を記載するなど万が一の対策も考えておきましょう。

犬の鳴き声

犬が鳴くには理由があります。夜中の鳴き声は、周辺に迷惑をかけます。犬の状況を観察して、犬がなぜ鳴くのかを考えましょう。人や車などの外的ストレスに対して吠えている場合は、見えないようにする工夫もしてみましょう。

うんちを放置しないで!

散歩中の排泄物の放置は、苦情の原因。うんちは持ち帰り、おしっこはペットボトルの水で流すなど、周辺への配慮を忘れないようにしましょう。

リードをずたないで!

しつけられた犬や、小さな犬でも、怖い人は怖いのです。他の人は、その犬のことを知りません。散歩する時は必ずリードをずたないで、伸縮リードは短めに固定しましょう。



欲しがるニャン!!

動物の飼育は愛情と責任を持って

市生活環境課(5階) ☎31-1115